

◎新潟県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年9月11日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事 十日町市仁田3424番地 丸山 澄生

就任年月日 令和8年8月13日